政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 17 条第 2 項の規定により、次の政治団体は、令和 3 年 4 月 1 日以後、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第 3 項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和3年4月19日

岐阜県選挙管理委員会 委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者 の 氏 名	主たる事務所の所在地	政党又は政党 の支部の場合 その旨の表示	を支部とする政	一以上の市町村の区 域等を単位として設 けられる支部の表示
片岡宗生を育てる会	片岡 光代	片岡 宗生	大垣市林町 7-500-15			
成和会	矢島 成剛	矢島 成剛	土岐市泉町定林寺 687-1			
西村朋也を育てる会	西村 朋也	西村 朋也	関市東日吉町 5			
フジタ敏彦を育てる会	藤田 敏彦	古川 輝男	海津市南濃町上野河戸 54-1			
矢島成剛後援会	川守 武昌	矢島 成剛	土岐市泉町定林寺 687-1			